

# 商品概要説明書

## 財形住宅貯金

(平成31年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・財形住宅貯金
2. ご利用いただける方	・JAと財形貯蓄契約を締結している企業の満55歳未満の勤労者
3. 期間 (預入期間)	・5年以上
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類	・次の賃金から年1回以上の定期的な天引きにより預入れします。 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ・1回あたり1円以上の金額 ・1円単位 ・預入日の3年後の応当日を満期日とする一口の期日指定定期貯金とします。 ただし、預入日から支払目標日までの期間が1年未満の場合はスーパー定期貯金(単利型)とします。
5. 払戻方法 (1) 払出目的 (2) 全額払出 (3) 2段階払出	・持ち家としての住宅取得または増改築(以下「住宅取得等」という)の費用の充実に限定されます。 その際、契約の証等所定の書類が必要になります。 ・住宅の取得等の日から1年以内に、取得費用を限度に1回に限り払い出します。 ・住宅取得等の頭金に充当する場合は、所定の期間内に必要書類を提出することを条件とし、残高の90%または取得費用のいずれか低い額を限度とし、1回に限り払い出します。 また、1回目の払出後、取得費用の残額について、貯金残高を限度に1回に限り払い出すことができます。 この場合も、所定の期間内に必要書類を提出することが条件となります。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時または継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日に一括して支払います。 ・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。ただし、預入日から支払目標日までの期間が1年未満の場合はスーパー定期貯金(単利型)の計算方法を適用します。 ・財形年金貯金と合わせ、550万円まで非課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	—
9. 中途解約時の取扱い	・上記5の目的以外で払い戻した場合は、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済みの利息についても、5年間遡って追徴

	<p>課税されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</li> </ul> <p>(1) 預入金額ごとの貯金が期日指定定期貯金の場合</p> <p>次の預入期間に応じた利率で1年複利の方法により計算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>・6か月以上1年未満 約定利率(2年以上)×40%</li> <li>・1年以上1年6か月未満 約定利率(2年以上)×50%</li> <li>・1年6か月以上2年未満 約定利率(2年以上)×60%</li> <li>・2年以上2年6か月未満 約定利率(2年以上)×70%</li> <li>・2年6か月以上3年未満 約定利率(2年以上)×90%</li> </ul> <p>(2) 預入金額ごとの貯金がスーパー定期貯金の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>・6か月以上1年未満 約定利率×50%</li> </ul>
<p>10. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象</li> </ul> <p>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>11. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または〇〇部（電話：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合〇〇部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>12. その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お一人様一契約となっております。（一般財形貯金、財形年金貯金との併用は可能です。）</li> <li>・貯金者が退職・役員昇格等により財形住宅貯金の要件に該当しなくなり事業主より「退職等に関する通知書」（退職した日から6か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。</li> <li>・貯金者が転職いた場合には、一定の手続きをとることにより引き続き非課税扱いを継続できます。</li> </ul>